

第31回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年11月27日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時05分
2. 場所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 非農地証明願出について
(4) 農地法第5条の規定による許可申請の取消について
5. 出席委員 (26人)
会長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
欠席委員 2番 今野 一忠
推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
 9番 櫻井 勉 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 1番 大内 伸一 5番 齋 重昭
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第31回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第31回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名、計26名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

10番 布田 順一 委員 11番 松浦 岩男 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。武田由美子代表委員、説明をお願いします。

2班代表委員（武田由美子委員）

第2班代表委員の武田由美子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年11月27日提出。

番号1、大字・字・地番は、堀内字南竹220番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積は963㎡、堀内字南竹221番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は982㎡、堀内字南竹222番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は982㎡、堀内字南竹223番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は982㎡、4筆合計面

積は3, 909㎡です。転用目的は資材置場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり5, 116円、総額20, 000, 000円です。

プレハブハウス置場として、2坪ハウス30個、4坪ハウス27個を置きます。

位置図・公図につきましては、議案書2ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、岩沼市との境に近い国道4号線の東側にある田です。現在借りている資材置き場の返還依頼があり、会社周辺で新たな土地を探しておりましたが見つからず、知人を介し高齢の為離農する譲渡人の紹介を受け売買に至りました。取得後は自社で製作したプレハブハウスの一時保管場所として使用します。農地区分は第3種農地で、計画地は80センチの盛土を行い、L字型擁壁を設置するため土砂の流出又は崩壊の恐れはありません。農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。農業用排水からの取水、排水は無い為、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはありません。北側市道は農道であり、運搬用トラックが通行するにあたり、アスファルトの強度に懸念がある旨を質問したところ、プレハブの入出荷がある時のみの通行、プレハブ自体は空なので重量はさほどない旨回答がありました。万が一、トラックの通行により、法面の崩れ、ひび割れが起きた場合は名取市と協議の上、自社でメンテナンスや養生を行う旨も確認致しました。

議案第1号1番につきましては、11月22日に、委員会で現地調査を行い、譲受人会社の代表と同席した親族から実情調査をいたしましたところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分による転用については、問題はないものと考えます

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の武藤光雄からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（武藤光雄推進委員）

議案第1号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番は、工事現場等用のプレハブハウスを設置するための資材置場への転用で、土砂の流出等による周辺農地への影響は無いと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

9番大内です。プレハブハウスの仮置き場ということで、置いておいただけだと思いますが、昨今は強風に見舞われることも多いので、仮置き場とはいえ防風対策はどの様になっているのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

プレハブといっても軽いものですので、嵐の時などの防風対策をどのように講じるかということですね。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（松浦局長補佐）

担任委員会資料2ページをご覧ください。2ページには利用計画と配置図があり、ページの上の方には施設の断面図が掲載されており、断面図によると周囲にネットフェンスを設置するとのことなので風の影響は大丈夫かと思われます。

○ 議長（大友正一会長）

ネットフェンスを張るとのことです。防風対策にもなると。大内委員よろしいでしょうか。

○ 9番（大内繁徳委員）

ネットフェンスがどの程度のネットフェンスであるのかこれで分からないですが、プレハブが風で飛んだり、ずれたりして近隣に迷惑が及ばないようになお注意してもらえればいいのかと思います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

事務局の方からそれらのことについて伝えていきたいと思えます。

○ 議長（大友正一会長）

鉄骨でやるのか、足場開設でやるのか、1 m 8 0 cmというのは、普通の防風ネットの幅だと思います。

○ 14番（引地長一職務代理）

補足してよろしいですか。

○ 議長（大友正一会長）

はい、引地代理。

○ 14番（引地長一職務代理）

それでは補足します。内容は局長補佐の説明とおりです。フェンスで囲う場合は、土留めをしてL字型のU字溝を使います。コンクリート製のものです。その上に柱を立てフェンスで囲うということですので、風でプレハブがフェンスを越えて飛ぶということはあまり考えられないと思えます。突風の場合は分かりませんが、安全だというとならえ方で聞き取りを行いました。

○ 議長（大友正一会長）

プレハブが飛ぶ場合は強風で、そのような場合も想定されるのではないかとのことでの大内委員からの質問でした。大内委員よろしいでしょうか。

○ 9番（大内繁徳委員）

はい。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。武田由美子代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田由美子委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年11月27日提出。

番号1、大字・字・地番は、下余田字鹿島276番9、地目は登記畑・現況宅地、登記面積は85㎡です。転用目的は通路用地とするためです。申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、自宅への通路として使用です。なお、この案件は追認事案であり、顛末書が提出されました。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、農地転用許可基準及び審査内容、土地利用計画図については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、県道129号閑上港線、南側の集落です。申請人は現在東京で暮らしており、以前住んでいた空き家を処分するにあたり宅地と畑を一体で購入してもらう手続き中、宅地への通路が一部農地であることが発覚しました。この通路は申請人の父の代から長年にわたり使われておりました。今回宅地の売買にあたり、測量及び地目変更、転用手続き完了後、売却する予定となっております。農地区分は第1種農地、計画地は砂利敷で雨水については自然浸透。土砂の流出又は崩壊の恐れはございませんが万が一の場合は申請人が責任を持って対処します。農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはありません。議案第2号1番につきましては11月22日の担任委員会で現地調査を行い、申請人から委任を受けた会社の社員から実情調査をいたしましたところ、違反転用の顛末書を提出されており、追認はやむを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の武藤光雄委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（武藤光雄推進委員）

議案第2号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。通路用地への転用で、顛末書も提出され、反省していることから追認は止むを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等がありました。この案件についてご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

次の議案は、松浦正博推進委員に関係しますので、松浦推進委員は、退席願います。
(松浦委員 退席)

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。武田由美子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田由美子委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年11月27日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館吉田字鹿東3番3、地目は登記・現況共に田で、登記面積は12㎡です。高館吉田字鹿東4番1、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,097㎡、合計面積1,109㎡です。権利種別は賃借権で、貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。借受人の経営面積は84a、世帯員5人、労力人は3人です。備考として賃貸借設定は許可決定後3年間で10aあたり玄米60kgです。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地は、高館小学校北西の集落、県道39号仙台岩沼線沿いの田です。貸付人祖父の代から長年耕作を依頼しておりましたが、今回書面を取り交わし改めて手続きをするに至りました。申請地は現在も耕作されており、適切に管理されております。借受人祖父の代からの信頼関係もあるた

め10aあたりの数量は継続したいとの回答でした。

番号2、大字・字・地番は、愛島北目字高崎207番7、地目は登記・現況共に田、登記面積5,235㎡他16筆です。他16筆の面積内訳は、地目登記・現況共に田は11筆、面積36,376㎡、地目登記・現況畑は5筆、面積6,592㎡、17筆の合計面積は48,203㎡です。権利種別は使用貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は482a、世帯員3人、労力人3人です。備考として使用貸借権設定で、後継者への使用貸借です。

位置図・公図につきましては、議案書8ページから11ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地は、県道258号仙台館腰線南の田、及び名取市立第二中学校周辺の田と畑です。貸付人、借受人は親子関係にあり、家族で営農を行っておりますが今回後継者へ農地を使用貸借に変更するとの事です。申請地は現在も耕作されており、適切に管理されております。

番号3、大字・字・地番は、愛島小豆島字上沖195番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積1,444㎡、愛島小豆島字土手下86番1、地目は登記・現況共に田、登記面積856㎡、愛島小豆島字土手下87番1、地目は登記・現況共に田、登記面積804㎡、愛島小豆島字宇賀崎207番、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,018㎡、合計面積は4,122㎡です。権利種別は賃借権で、貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。借受人の経営面積は534a、世帯員2人、労力人は2人です。備考として賃貸借設定は許可決定後10年間で、10aあたり玄米33kg。総額玄米135kgです。

位置図、公図については総会資料12ページと13ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地は県道258号仙台館腰線の北及び県道126号愛島名取線北の田です。貸付人が病弱で離農したいとの事から借受人に耕作を依頼するに至りました。申請地は現在も耕作されており、適切に管理されておりますが、宇賀崎207番につきましては長年にわたる減反の影響もあり泥炭土で機械での耕作がしにくい土壌ではありますが草刈等の管理は適切に行うよう指導しております。

番号4、大字・字・地番は、下余田字鹿島276番17、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は1,725㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は0a、世帯員2人、労力人2人です。備考として10aあたり579,710円、総額1,000,000円です。

位置図、公図については総会資料14ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料5ページをご覧ください。なお、こちらは議案第2号の4条申請と関連しております。申請地は県道129号閑上港線、南側集落の一角です。譲受人は現在多賀城市で20坪の市民農園を借りて20種類の野菜を栽培しており、宅地と農地の売買が成立後は名取市民となり新規就農者として野菜作りに励みたいとの事です。農機具や

草刈機は今後購入予定です。今回の農地購入にあたりましては営農計画書及び栽培計画図が提出されておりサツマイモ、ハーブ等30品目の野菜を栽培したいとの意向でした。周辺農家との信頼関係を築き、近隣の農地に迷惑が掛からない様、雑草対策を行う旨、農地の適正な管理を行うよう指導しております。

番号5、大字・字・地番は、堀内字南竹153番、地目は登記・現況共に田、登記面積297㎡、堀内字南竹155番、地目、登記・現況共に田、登記面積349㎡、堀内字南竹159番、登記・現況共に田、登記面積272㎡、面積合計918㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は0a、世帯員3人、労力人3人です。備考としてこの度の贈与は申請地近隣の5条申請に関連したものです。

位置図、公図については総会資料15ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料5ページをご覧ください。なお、こちらは議案第1号の5条申請と関連しております。申請地は岩沼市との境に近い国道4号線の東側に点在する田です。今回、議案第1号5条申請の売買を行うにあたり、高齢の為離農する譲渡人より現在耕作していない近隣の田も譲り受けてもらえないかと相談があり、贈与にいたったとの事です。譲受人は議案第1号5条申請人の父親で現在も家庭菜園を行っており、贈与が成立後は土を入れ畑にして新規就農者として耕作するとの事です。耕運機や草刈機はすでに所有しております。今回の農地購入にあたりましては営農計画書及び栽培計画図が提出されておりジャガイモ、玉ねぎ等の野菜を栽培したいとの意向でした。譲受人は、70代後半のため子供達が後継者になる事も確認しております。周辺農家との信頼関係を築き、近隣の農地に迷惑が掛からない様、雑草対策を行う旨、農地の適正な管理を行うよう指導しております。

番号6、大字・字・地番は、増田字大畔422番1、地目は登記田、現況畑、登記面積1,319㎡、増田字大畔422番3、地目、登記田、現況畑、登記面積897㎡、増田字大畔488番1、登記・現況共に田、登記面積2,519㎡、面積合計は、4,735㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は0a、世帯員3人、労力人3人です。備考として後継者への贈与です。

位置図、公図については総会資料16ページと17ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地はイオンモール名取、南側の田と畑です。譲渡人の農地の一部を一緒に営農している後継者へ贈与するに至りました。

番号7、大字・字・地番は、愛島笠島字月下168番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積は5,976㎡です。権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は407a、世帯員9人、労力人4人です。備考として10aあたり334,672円、総額2,000,000円です。

位置図、公図については総会資料18ページ、農地法第3条の判断基準は担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地は県道126号愛島名取線南側の田です。譲渡人と譲受人は同級生で、譲渡人の身辺整理に伴い離農する為、売買に至りました。申請地は現在も耕作されており、適切に管理されています。

議案第3号1番3番の一部4番5番7番に関しましては11月22日の担任委員会で現地調査を行い、2番、3番の一部、6番につきましては写真での確認をとりました。1番は貸付人、借受人双方から3番は貸付人、借受人双方から4番は譲渡人の代理人、譲受人双方から5番は譲渡人、譲受人及び譲受人の後継者から7番は譲受人からそれぞれ実情調査を行いました。2番につきましては後継者への使用貸借権設定、6番は後継者への贈与の為、実情調査は行っておりません。1番につきましては知人間の賃貸借、2番につきましては後継者への使用貸借、3番は知人間の賃貸借、4番は、新規就農者への売買、5番は新規就農者への贈与、6番は後継者への贈与、7番は知人間の売買です。尚、新規就農者に対しましては農地パトロールの際、耕作状況を確認する旨を伝え、農地を適切に管理するよう指導しました。審査の結果、農地法第3条の判断基準でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の武藤光雄委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（武藤光雄推進委員）

議案第1号1番から7番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番、3番、及び7番は、経営規模拡大による申請で、2番、6番は、後継者への使用貸借及び贈与であります。4番、5番については、農地取得に当たり、営農計画書及び栽培計画等が提出されており、適切に管理するとの事でした。

1番から7番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

番号4の新規就農者の売買についてですが、計画書ということで適切に書類等の提出はなされているとは思いますが、1, 725㎡は、結構広い面積です。それなのにまだ耕作機械等がそろっていない中で許可することについて、50a要件もなくなってしまったのですが、耕作意欲だけではなく、機械等がそろったうえでないと難しいのではないのでしょうか。今後営農に向けてのちゃんとした計画等をつけてもらう、もしくは、管理機等が1台か2台無いと、この面積を耕作はできないと思うのですが、その辺りはどのように説明を聞かれたのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

今回の案件は、譲受人は新規就農ということで、地元多賀城の方で20坪ほどの家庭菜園をやられており、今回この畑を購入するにあたりまして、早急に耕耘機、草刈機を購入する予定であることを計画されており、また、担任委員会の際、現地聴取したところ、トラクターも借用という形で考えているという内容でしたので、機械の整備計画については、今は何もない状態ですが問題ないと計画を確認したところです。

○ 議長（大友正一会長）

この件については、やはり地元の農業委員が月に一回現地を見守ることも農業委員としての義務ですので、毎月の報告事項により、概ねどうなのかを報告願います。

50a 要件がなくなり、このような問題は今後多く出てくると考えます。そうなりと道理は通るのですが、それに対しての結果がついてこないと大変ですので、担当地区の農業委員、最適化推進委員は活動報告の中できちんと報告いただきたいと思います。

私からは以上です。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

ただ今の内委員の質問に関連することで、譲受人の年齢、後継者はどういう作業をするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

事務局お願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

40代と30代後半の年齢の夫婦で農業に従事することになります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

ここで松浦推進委員は入室をお願いします。

（松浦委員 入室）

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見に

ついて」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書10ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年11月9日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年11月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規5件28, 597㎡、更新54件398, 594㎡、
合計59件、427, 191㎡。

2 利用権を設定する土地

田237筆425, 160㎡、畑4筆2, 031㎡、
合計241筆427, 191㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定58件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。1年1件、3年10件、5年43件、10年4件。

③ 貸貸（10a当り）。30kg29件、40kg1件、45kg2件、50kg1件、
60kg23件、8,000円1件、10,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。2,100,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年11月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書20ページから31ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。新規が5件で更新が54件でした。ご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

《報告事項（4）農地法第5条の規定による許可申請の取消について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（３）「非農地証明願出について」、報告事項（４）「農地法第５条の規定による許可申請の取消について」を一括議題といたします。
事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野局長）

〔１２月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔農業委員の公募終了について連絡を行った〕

〔農地利用最適化推進委員の公募状況について定員を満たしてないため１１月３０日まで期限を延長したことの報告を行った〕

〔総会終了後令和６年度農業労働賃金標準額設定事前説明会を開催することについての連絡を行った〕

〔農政懇談会の開催について連絡を行った〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第３１回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後３時０５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

名取市農業委員会
議 長

大友 正一

署名委員10番

布田 順一

署名委員11番

松浦 宏男